和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和７年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{23} ＝ 0.027

Q_{24} ＝ 0.026

Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025

Q_{27} ＝ 0.024

Q_{28} ＝ 0.0241

Q_{29} ＝ 0.0241

Q_{30} ＝ 0.02364

$Q_{令元}$＝ 0.02337

$Q_{令2}$＝ 0.02377

$Q_{令3}$＝ 0.02443

$Q_{令4}$＝ 0.02565

$Q_{令5}$＝ 0.00700

$Q_{令6}$＝ 0.00975

$Q_{令7}$＝ 0.01475

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方

和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和６年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{22} ＝ 0.045

Q_{23} ＝ 0.027

Q_{24} ＝ 0.026

Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025

Q_{27} ＝ 0.024

Q_{28} ＝ 0.0241

Q_{29} ＝ 0.0241

Q_{30} ＝ 0.02364

$Q_{令元}$＝ 0.02337

$Q_{令2}$＝ 0.02377

$Q_{令3}$＝ 0.02443

$Q_{令4}$＝ 0.00550

$Q_{令5}$＝ 0.00700

$Q_{令6}$＝ 0.00975

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方